## 問題パート6(解答)

- ▼ 次の記述について、正しいものには ( ) に "〇" を、誤ったものには "×" を記入願います。
- ① 内部監査は、CP上の貨物管理責任者が行うことが望ましい。(×)

理由: 貨物管理責任者は内部監査を受ける立場の者であり、このような内部監査は不適切なものと言わざるを得ませんので、 他の方に行っていただくようお願いします。

また、他に対応できる者がいない場合は、総合責任者が行うことになります。

- ② その他の主要従業者とは、CP上の貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託関係責任者である。(O) 理由:関税法基本通達43-2(3)にその他の主要な従業者とは、貨物管理責任者、顧客(荷主)責任者、委託関係責任者と
  - 規定されています。
- ③ 貨物管理責任者が、保税の非違に関与していた場合、処分が重くなる。(〇)
  - 理由:関税法基本通達48-1別表2により、貨物管理責任者が非違に関与していた場合、点数が10点加算されるケースがあります。
- ④ 保税蔵置場の業務を遂行するのに十分な能力がないと認められた場合、許可を取消されることがある。(〇) 理由:関税法第43条第8号該当した場合、関税法第48条第1項第2号に規定により、保税蔵置場の許可を取り消される場合 があります。
- ⑤ 保税担当者への教育訓練は、年1回は実施することが好ましいが、業務委託先の従業員については、特段の教育訓練を行う必要はない。(×)

理由:基本通達34の2-9(6)において、委託先の役員や従業員に対しても教育訓練を行う体制を整備すると規定していますので、規定どおり教育訓練を実施していただくようお願いします。